



# 市議会だより

## 6月定例会を終えて

6月定例会は、6月7日に開会し、議案10件、報告11件、委員会提出議案1件、議員提出議案1件が提案され、22日間の会期で開催しました。

中でも、「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について」と「市長・副市長、教育長、職員のそれぞれの給与の臨時特例に関する条例の制定について」の議案審議が中心となりました。

人権条例の制定は、かねてからの課題でしたが、本条例の制定を契機に、あらゆる差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、さらに取り組みが進められることを期待いたします。

また、人事院の勧告ではなく、国からの要請による給与の削減につきましては、その審議に1日を設け、7人の議員が様々な角度から質疑され、地方分権のあり方にまで言及する熱心な議論が行われたところです。

さらに、今回は、地方自治法の改正により、委員会でも議案が提出できるようになってから、初めて

委員会提出議案として意見書を提出しました。これも積極的な議会改革の一つの成果であると思っております。

なお、定例会の議案の詳細や各議員の質問の内容については、ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

亀山市議会議長

櫻井清蔵



平成25年6月定例会は、6月7日から6月28日までの22日間の会期で開催し、18日と26日に議案質疑を行い、19日から21日に一般質問を行いました。これらの議案については、各常任委員会に付託し、審議の結果、11件の議案について原案どおり可決し、報告2件を承認しました。なお、議員提出議案は、否決されました。

## 議案等議決結果一覧

今定例会で審議された議案です。上程された議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。

議案番号	議案名等	議決結果
議案 第45号	一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について 亀山市における人権尊重に関する市及び市民それぞれの責務を明確にし、施策の基本となる事項を定め、人権に関する取組を総合的に推進するため、本条例を制定する。	原案可決
議案 第46号	亀山市子ども・子育て会議条例の制定について 子ども・子育て支援事業計画に子育て当事者等の意見を反映させるとともに、子ども・子育て支援施策に関し必要な事項を調査審議する機関を設置するため、本条例を制定する。	原案可決
議案 第47号	亀山市税条例の一部改正について 地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行う。	原案可決
議案 第48号	亀山市都市計画税条例の一部改正について 地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行う。	原案可決

## 議案の審議結果

※ ○印は賛成 ×印は反対 なお、櫻井議長は採決に加わっておりません。

議席番号	1	2	3
議員名	西川憲行	高島真	新秀隆
議案名			
議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について	○	○	○
議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について	○	○	○
議案第47号 亀山市税条例の一部改正について	○	○	○
議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部改正について	○	○	○
議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	○	○	○
議案第50号 財産の取得について	○	○	○
議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について	×	○	○
議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について	×	○	○
議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	×	○	○
議案第54号 工事請負契約の締結について	○	○	○
委員会提出議案第1号 風疹の予防接種費用に公費助成を求める意見書の提出について	○	○	○
議員提出議案第5号 橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」の撤回・謝罪を求める決議	×	×	×
報告第11号 専決処分した事件の承認について	○	○	○
報告第12号 専決処分した事件の承認について	○	○	○

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第49号	平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案 第50号	財産の取得について 消防団に配備している消防ポンプ自動車CD-I型の取得について、議会の議決を求める。	原案可決
議案 第51号	亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における市長及び副市長の給与の支給額を減額するため、本条例を制定する。	原案可決
議案 第52号	亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における教育長の給与の支給額を減額するため、本条例を制定する。	原案可決
議案 第53号	亀山市一般職の職員の臨時特例に関する条例の制定について 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における一般職の職員の給与の支給額を減額するため、本条例を制定する。	原案可決
議案 第54号	工事請負契約の締結について 白川小学校耐震工事について、仮契約したので、議会の議決を求める。	原案可決
委員会提出 議案第1号	風疹の予防接種費用に公費助成を求める意見書の提出について	原案可決
議員提出 議案第5号	橋下徹大阪市長の「慰安婦に関する発言」の撤回・謝罪を求める決議	否 決
報告 第11号	専決処分した事件の承認について 「地方税法の一部を改正する法律」の公布に伴い、関連する亀山市都市計画税条例の改正を専決処分したので、報告し、承認を求める。	承 認
報告 第12号	専決処分した事件の承認について 「地方税法の一部を改正する法律」の公布に伴い、関連する亀山市国民健康保険税条例の改正を専決処分したので、報告し、承認を求める。	承 認

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
尾崎邦洋	中崎恵理	豊田美由紀	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	前田耕一	中村嘉孝	宮崎勝郎	片岡武男	宮村和典	前田稔	服部孝規	小坂直親	竹井道男	大井捷夫	櫻井清蔵
○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

請願の結果				
件名		請願者	紹介議員	結果
請願第1号	風疹の予防接種費用に公費助成を求める請願	津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和	竹井道男 中村嘉孝 服部孝規 新 秀隆 豊田恵理	採択
請願第2号	TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願	津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和 他8名	服部孝規 福沢美由紀	不採択

## 可決した意見書

委員会提出議案として「風疹の予防接種費用に公費助成を求める意見書の提出について」が提案され、審議の結果可決し、国へ意見書を提出しました。

### 風疹の予防接種費用に公費助成を求める意見書

国立感染症研究所感染症情報センターは今年の風疹の患者報告数が2013年6月12日時点ですでに10,102人（うち三重県は57人）と発表しました。この数は昨年1年間の患者数に比べ既に約4.2倍に上り、今後も増え続けると懸念されています。今後の流行・拡大を防ぐためにも予防接種を受けることがこれまで以上に重要となってきます。

現在、定期接種の対象は1歳児（第一期）と小学校入学前1年間（第二期）です。しかし現在流行の中心となっているのは、患者数の約8割近くを占めている男性、特に20代から40代の人たちです。この世代は未接種者が多い世代と言われています。また妊娠初期の女性が風疹に罹ると、胎児に先天性風疹症候群の障害が出る恐れがありますが、2012年以降先天性風疹症候群は全国で10人が発生しています。こういった現状の中、妊娠前に予防接種を受けることが重要視されています。

以上の現状を踏まえ、下記の事項について早急に実行されるよう要望します。

記

- 1 予防接種未接種者が予防接種を受けるために必要な措置を講じること
- 2 県や各自治体が行う公費助成等に対し財政措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月28日

三重県亀山市議会

議案質疑は12名の議員が行いました。内容は次のとおりです。

(質疑一覧中、太字の質疑について質疑の要旨、答弁を掲載しています。)

### 新 秀隆（公明党）

議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について



1 条例制定の背景及び目的について

2 亀山市人権施策審議委員会の選定基準について

議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について

1 条例制定の背景について

2 子ども・子育て支援事業計画について

3 子ども・子育て会議の議論の内容について

議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

1 第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、市営住宅管理費について

(1) かけ地近接危険住宅移転事業補助金78万円について

(2) 過去の助成実績について

(3) かけ地近接危険住宅移転事業補助金の啓発活動について

### 宮崎 勝郎（緑風会）

議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について



1 第3条の市の責務の中で、人権施策とはどの様な施策であるのか

2 第5条で基本方針を定めるとなっているが、どのような方針か尋ねる

3 第6条の人権尊重に関する教育とはどのような教育か

4 第7条で審議会は委員12名以内で、男女同数となっているが、年齢は考慮するのか。また補欠委員の任期は残任期間とするとなっているのはなぜか

議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について

1 子ども・子育て支援法によって、置かなければならないのか

2 第2条で子ども・子育て支援施策を調査するとなっているが、どのようなものなのか

3 組織は15人以内で各部門から任命するとなっているが、どのような人なのか。また補欠委員の任期は残任期間とするとなっているのはなぜか

問 条例において、市の責務の中で規定されてい

問 かけ地近接等危険住宅移転事業補助金の補正予算について、制度の内容を尋ねる。

また、この補助制度を活用した過去の実績と今後の啓発について尋ねる。

答 かけ地近接等危険住宅移転事業は、かけ地の崩壊、土石流、地すべりなど、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内の住宅を安全な場所へ移転することを促進するため、国と地方公共団体が移転者に対し、住宅の除却や移転、新築する住宅等に要する経費について補助金を交付する制度で、今回の補正は、除去・移転費用として1戸当たり78万円の補助限度額を計上した。補助率は、国が2分の1、三重県が4分の1、事業主体である亀山市が残り4分1を負担するものである。

また、この事業は対象となる家屋が、昭和46年12月以前に建築された住宅に限られることから、古い住宅の建て替えにより、年々減少していると推察され、過去15年間の申請実績は、2件である。

今後、事業の啓発については、三重県のホームページの「e-すまい三重」に掲載しており、市も、三重県の災害危険区域の指定と併せて、市の広報やホームページで周知を行っていきたい。

る人権施策とは、どのようなことを考えているのか尋ねる。また、基本方針を定めることや人権尊重に関する教育について規定されているが、基本方針の内容と教育についての取り組みを尋ねる。

答 人権施策については、これまで人権意識の高揚のための施策として広報やポスター、作文等での啓発活動、人権擁護のための施策として人権擁護委員による相談、また人材育成として職員研修などがある。今後は、基本方針策定の中で具体的な取り組みを検討していくが、一人一人の人権が尊重される亀山市の実現を図る上で、子供のいじめ問題、男女共同参画社会の実現などの施策だけでなく、市行政の施策等についても、常に人権尊重の視点に立って取り組み、積極的に進めていくこととしている。また、基本方針は、今後、人権施策審議会で協議していくが、さまざまな個別課題のための施策等を定めていく。

人権尊重に関する教育は、市民とともに人権尊重のまちづくりに取り組んでいく趣旨からも、学校教育に限らず、社会教育や生涯学習など広い意味での教育としている。

今後も学校現場において、お互いがお互いを尊重し合い、責めず、裁かず、恕し合える心を持って、一人一人の人権が真に尊重される亀山市を築いていくため、一層人権教育を推進していく。

**大井 捷夫（新和会）**

**議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について**



- 1 人権尊重都市宣言をして、なぜ今、条例を制定するのか伺う
  - 2 まちづくり基本条例との整合について
  - 3 条例の趣旨、特徴、名称について
  - 4 市民意識調査の結果をどのように条例に反映したのか伺う
  - 5 施策推進委員会での検討結果及び人権擁護委員からの意見について
  - 6 市民への周知、啓発と人権教育の取り組みについて
  - 7 亀山市人権施策審議会（7条関係）の設置について
  - 8 県下他市の制定状況について
- 議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について**
- 1 条例制定の趣旨と背景について伺う
  - 2 子ども・子育て会議の目的と具体的な役割について
  - 3 亀山市独自の特色ある会議とする考え方について
  - 4 条例制定に伴う関係部局との連携について
- 議案第50号 財産の取得について**
- 1 亀山市消防団の「消防ポンプ自動車」を更新する目的とその性能について
  - 2 配備基準、更新計画について
  - 3 入札結果について

**鈴木 達夫（ぽぶら）**

**議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について**



- 1 債務負担行為補正について
  - (1) 各施設における指定管理料の内容について
    - ア 行財政改革の視点から、管理、運営の変更点について
    - イ 指定管理者業務仕様書について
    - ウ 文化会館指定管理料について

**問** 債務負担行為の指定管理料は、平成26年度から平成30年度の5年間で、4施設の合計で12億3,170万円と大きな予算補正であるが、公募による指定管理者制度を導入してから4年間の総括と今回の指定管理料の積算根拠について尋ねる。

また、文化会館の指定管理について、公募にした理由と自主文化事業に対する入場料の比率について尋ねる。さらに、平成26年度に開催する「かめやま文化年」の予算が、指定管理料の中に含まれていないと思うが、考え方について尋ねる。

**答** これまでの4年間は、公募により指定管理者を選定したことで、仕様書の趣旨に見合った独自の取り組みが積極的に行われ、利用者へのサービス向上につながるとともに、通年的な維持管理は

**問** 平成18年3月に人権尊重都市宣言をして、7年が経過し、今まで市民の方との対話、啓発活動を進められてきたと思うが、なぜ今、条例を提案されるのか伺う。

また、平成23年度に実施された市民意識調査やパブリックコメントの結果を、条例にどのように反映されたのか伺う。さらに、市民への周知・啓発の取り組みについて尋ねる。

**答** 人権尊重都市宣言以降、さまざまな施策を行ってきたが、新たな課題も生まれているのが現状であり、その課題を把握するために、市民意識調査を行うとともに、人権施策推進委員会での協議も重ね、今回、条例の提案となったものである。

市民意識調査では、人権問題に約6割の方が関心を持たれ、約8割の方が、差別は人間として最も恥すべき行為である、差別される人の言葉をきちんと聞く必要があるなどの回答をいただいた。これらを踏まえ、亀山市人権施策推進委員会による検討の結果、個別課題の解決に特化した条例ではなく、どのようなまちをつくっていくのかという視点で条例を作るという方向で検討を行った。

また、パブリックコメントの意見に対しては、内容を変更するには至らなかったが、基本方針を策定するに当たり、参考にさせていただく。

今後は、広報をはじめ、ホームページやケーブルテレビの活用、また、講演会の開催などにより市民への周知・啓発を行っていく。

仕様書どおりに適正に実施され、効率的な管理により経費が縮減できたと評価している。また、指定管理料の積算については、前回公募した平成20年度の積算を基本として、業務の追加・削減を反映するとともに、平成24年度までの実績をもとに、指定管理者制度導入の目的である利用者サービスの向上や経費削減の視点から十分な精査を行った上で、各年度の上限額を算出したものである。

また、文化会館は、民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上に取り組んできており、積極的な自主文化活動の開催や参加型・育成型事業などの内容を工夫して、将来の文化を担う人材を育成しようとする積極的な取り組みが行われてきたことから、引き続き公募方式により指定管理者の選定を行うものである。

入場料の比率については、現行の仕様書において、自主事業の開催に関する業務の留意事項として、全自主文化事業費の55%を入場料で賄うこととしており、今回の指定管理料についても同様に考えている。

かめやま文化年事業については、今後、具体的な事業内容を企画委員会等で決めていくため、指定管理料とは別途と考えている。

## 服部 孝規（日本共産党）

議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の制定について



- 1 そもそもなぜ条例が必要なのか、これまでに条例がないために支障があったのか
  - 2 人権という重要な問題なのに、わずか8カ月間に6回だけの委員会の審議で十分と言えるのか
  - 3 人権をどうとらえているのか
  - 4 人権のうちの一つである「平等権」のみの条例となったのはなぜか
  - 5 人権であれば、「公権力と国民の関係」が重要だが、条例にはそういう規定がないのはなぜか
  - 6 人権を学ぶのは、市民の権利であって義務ではないのに、なぜ「市民の責務」とされるのか
- 問** なぜ、条例が必要なのか、今まで条例がなかったことで、支障があったのか尋ねる。また、人権に関する教育・啓発を推進するのは、行財政措置で十分と思うが、条例を制定しないと取り組めないような問題が条文の中にあるのか尋ねる。さらに市として人権をどう捉えているのか尋ねる。

## 福沢 美由紀（日本共産党）

議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について



- 1 会議の設置期間、回数について
- 2 どのような諮問をするのか
- 3 調査審議する内容について
- 4 調査審議する方法について
- 5 委員の内訳と人数について

**問** 条例を制定するにあたり、この会議の設置期間及び回数、また、具体的な調査審議の内容について尋ねる。

さらに、この会議の委員の構成については、地域子ども・子育て支援事業の13項目全てを網羅するような構成になるのか尋ねる。

**答** この会議の設置期間は、今のところ期限は設けていないが、会議の開催回数については、今年度において子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組むことから、集中的に開催する必要があり、5回ほど開催したいと考えている。

また、調査審議の内容については、圏域の設定

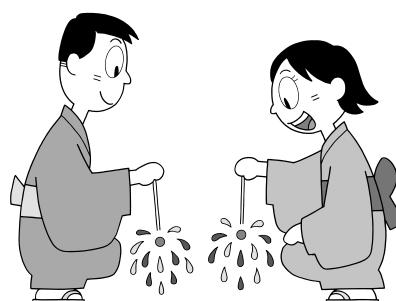
次に、人権施策推進委員会が設置され、8カ月間で6回の委員会が開催されたが、これだけの回数で十分な審議がされたのか確認する。

**答** 平成18年3月に人権尊重都市宣言を行って以降、さまざまな啓発・広報活動や人権教育に取り組んできたが、課題解決には至らず、現在発生しているさまざまな事案は、子供のいじめ問題、インターネットによる人権侵害、高齢者虐待など、新たな課題も生まれている。これらの点を踏まえ、市民と協働して取り組んでいかなくては解決できない課題であり、今こそ条例で一人一人の人権が尊重される亀山市をつくることを明記し、市民とともに人権尊重のまちづくりに取り組むものである。また、人権を幸福追求権のような広義の人権として捉えている。

亀山市人権施策推進委員会は、6回開催し、2回の分科会を含め、多岐にわたる人権課題について、熱心な議論をしていただいた。さらに、人権に係る関係団体との意見交換を実施し、多くの市民の皆様の意見が反映されているものと考えている。

や幼稚期の学校教育・保育、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設、また、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み、幼稚期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策に係る考え方、普及に係る考え方、保・幼・小の連携等の内容や幼保子育て支援の施設、事業のバランスなどさまざまである。

会議の委員については、15名以内で、児童の保護者、福祉や教育を専門とする学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、市職員、その他市長が必要と認める者の中から、それぞれの役割を担っていただける方を委員に選任したい。



**伊藤 彦太郎(いずれの会派にも属さない)**

議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について



- この条例の制定により、亀山市の「子ども・子育て」にどのような効果が期待されるのか

**議案第49号 平成25年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について**

**1 債務負担行為補正・公募を行う施設の指定管理料について**

**(1) 当該施設の管理手法について、「指定管理」を継続する理由は**

**(2) 当該施設の指定管理者を「公募」する理由は**

**(3) 指定管理者の選定については、どういう手法を取るのか**

**問** 債務負担行為補正の指定管理料について、指定管理ありきではなく、状況によっては直営に戻すということも選択肢としてあり得ると考えるが、指定管理を継続する理由について尋ねる。

今回の選考方法について、選考委員会などを設置するのか尋ねる。

**森 美和子(公明党)**

議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について



**1 経緯について**

- なぜ今給与を減額しないといけないのか
- ラスパイレス指数とは何か

**2 亀山市への影響について**

**問** 人事院勧告により、平成23年12月に職員の給与が引き下げられ、平成25年3月には、官民格差の解消ということで退職手当が引き下げられた。そのような中、なぜ今、職員の給与を減額しないといけないのか伺う。

また、地方交付税が減額されると聞いているが、国の職員給与の削減要請に応じない場合、亀山市にどのような影響があるのか伺う。さらに、給与削減によって市民サービスに影響があるのか伺う。

**答** 今回の給与削減については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家

また、公募するより入札とした方が透明性も確保できるのではないかと考えるが、入札の考えはなかったのか確認する。

**答** 公募による指定管理者の実施から4年を経て、仕様書の趣旨に見合った独自の取り組みが積極的に行われ、利用者サービスの向上につながってきており、各施設ともに効率的な管理運営が実施され、経費の縮減ができたと評価している。このことから、今後改善を図るべき事項もあるが、公募による指定管理者の選定には一定の成果が得られたと評価しており、指定管理者制度を継続するものである。

また、指定管理者選定については、第1回指定管理者選定委員会において、選定方法と指定期間について審議し、今後は、公募要領、仕様書、選定基準を審議いただき、プレゼンテーション及びヒアリングを経て、指定管理者優先交渉権者の候補者を選定していただくものである。

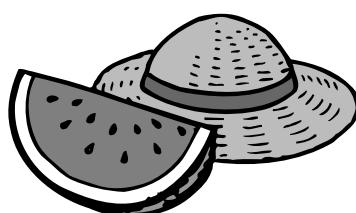
また、入札の考えは、金額のみで評価することは、サービス水準が低下し、利用者サービスの低下も招き、現段階では、応募内容による総合評価で行いたいと考えている。

公務員の給与減額支給措置を踏まえ、依然として厳しい市の財政状況、及び本市の給与の支給状況等を総合的に勘案したうえで、判断したものである。

また、本市への影響については、普通交付税が、職員の給与削減をするしないに関わらず、約8,700万円減額される見込みである。

また、市民サービスへの影響については、当初予算の編成時において、今回の普通交付税の減額分を見込んで、財政調整基金により対応していることから、今年度の事業執行において影響が生じることはないと考えている。

しかし、財政調整基金を取り崩していることから、今回、その分を補填しなければ、将来において、少なからず影響があるものと考えている。



**小坂 直親（緑風会）**

議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び



議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について並びに

議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

- 1 追加議案の経緯について
- 2 国の削減要請の意義と権能について
- 3 特別職と一般職の考え方について
- 4 減額措置の基本的な根拠について

**問** 総務大臣からの要請による給与削減を行うということであるが、この要請は、地方公務員法及び地方自治法による技術的助言に基づく通知である。そこで、この通知の法的根拠と拘束力について伺う。

また、職員の給与は、国家公務員法及び地方公務員法に規定する情勢適応の原則に従って、適正

に処理され、人事院において勧告されるものと思うが、この臨時特例とはいかなるものか、これに類似するものが過去にあったのか伺う。

**答** 地方公共団体の人事行政は、その組織管理、事務管理、財務管理などと並び、内部管理行政であり、地方公共団体の自主性と自立性が最も発揮されなければならない分野である。

したがって、地方公共団体の人事行政に対する国の関与は、他の行政分野以上に最小限のものでなければならず、こうした技術的助言については、当然、法的拘束力を有するものではないと考えている。

また、臨時特例に関する条例については、特例期間を設けて、この間において特例的に本則と違った取り扱いを行うものであり、過去にはない。

なお、国家公務員法第28条及び地方公務員法第14条は、いずれも情勢適応の原則を規定しており、国、並びに地方の公務員の給与は、社会一般の情勢に適応されるように、人事院、並びに人事委員会において隨時勧告することとなっている。

**中村 嘉孝（新和会）**

議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について



- 1 地方公務員の給与削減目的のため、地方交付税を削減することは分権自治の理念に逆行するのでは
- 2 総務省の「地方財政審議会」の意見について
- 3 国の給与削減要請の受け入れについて
- 4 給与削減が地域経済に与える影響について
- 5 ラスパイレス指数について
- 6 職員組合との労使交渉について

**問** 今回、国が地方公務員の給与削減目的のために地方交付税を削減することは、分権自治の理念に逆行しているのではないかと考えるが、市長の見解を伺う。

また、安倍政権が言う民間企業の給与引き上げについて、市職員の給与実態を参考にしている企業も多々ある中で、今回の市職員の給与削減措置が地方経済に与える影響について伺う。

**答** 東日本大震災からの復興は、被災地のみならず、全国民、国、地方公共団体が心一つに取り組むべき大事であり、国家公務員が既に2年間にわたり給与削減を先行しており、このように公務員が先頭に立って取り組む姿勢を示さなければ、国民の理解を得られないということは、地方においても同様であろうと考えている。

しかし、一方的に地方交付税の削減を前提に、地方公務員給与削減措置が要請されたことは、地方自治の本旨に反するものであり、大変、遺憾と言わざるを得ないと感じている。

また、地方公共団体の給与減額による地域経済への影響については、国家公務員の給与削減も含めて、少なからず影響があると考えているが、影響額は小さく、限定的なものと認識している。



**竹井 道男（市民クラブ）**

議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び  
議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について並びに



議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

**1 条例制定の背景について**

(1) 国の要請を受けて条例を制定するのかについて

(2) 条例を制定しなければ国からのペナルティがあるのかについて

**2 予算措置について**

**3 市長の姿勢について**

(1) 今回条例提案することへの市長の見解について

(2) 職員のモチベーションへの影響について

**問** 条例の制定の背景及び趣旨によると、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく減額支給措置を踏まえるとともに、厳しい市の財政状況と本市の給与の支給状況を総合的に勘案しとあるが、平成25年度の財政力指数は、決して厳しい水準ではないと判断すると、国の法律や総務大臣の要請に従って給与削減を行うことが、

**西川 憲行（ぽぶら）**

議案第51号 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び

議案第52号 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

**1 議案提出までの経過について**

**2 条例制定の主旨について**

議案第53号 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

**1 市職員組合との協議について**

**2 条例制定の主旨について**

**3 今後の対応について**

**問** 職員の給与を削減することにより、時間外手当や、その他の手当にも影響するが、仕事量が増えている中、仮にそのような手当が増えるような仕事の仕方をされたときに、住民サービスが低下しないと言い切れるのか尋ねる。また、そういった結果が出たときの責任はどのように考えているのか尋ねる。

現在、医療センターでは看護師が不足しているが、その要因に給与や待遇の問題がないと言い切れるのか。また今後、人事院勧告とは別に、国か

一番の要因と思われるが確認する。

また、今回の国からの要請に従わなければ、何らかのペナルティーがあるのか確認する。

次に、本年度の当初予算で、交付税の減額を見込んで予算編成をされたということであるが、なぜ、当初予算時に説明をしなかったのか、今回の給与削減分は余裕財源となるのか確認する。

**答** 今回の給与削減は、総務大臣通知において、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請され、これに応じて削減措置を行うものである。また、本市の財政状況は、財政力指数で判断すると、確かに高い水準と言えるが、中期財政見通しから判断すると、厳しい状況が継続するものと考える。

また、国の要請に応じない場合、ペナルティーはないと考えているが、財政余裕団体と見なされることも考えられ、国の関与により、例えば特別交付税等に影響が出ることも懸念している。

本年度の当初予算については、本年1月の国からの給与削減要請により、この削減は、基準財政需要額の減額要素の一つとして判断し、その減額の割合を3.4%と見込んだが、不確定な要素が多いことから、当初予算での説明は、しなかったところである。また、歳出予算における給与費を減額すると、財源に余裕ができるものと考える。

らの要請のもと、市長の判断で職員の給与を削減していく市独自の政策となったときに、他市と比べて見劣りする市になる危険性はないのか尋ねる。

また、今回の給与削減について、職員組合との交渉を踏まえ、職員の使命感をどこまで認識しているのか尋ねる。

**答** 今回の給与削減に伴う時間外勤務手当の増加について、時間外勤務は各部・室において、それぞれ目標時間を定めており、管理職がしっかりとマネジメントを行っていることから、特に増加するようなことはないと認識している。また、職員は、高い使命感と全体の奉仕者としての公の責務を感じた上で職務に精励しており、給与の削減によって仕事をサボタージュするとか、サービスが低下するというようなことはないと確信している。

医師、看護師の確保は大変厳しい状況である中、今回の給与削減措置が直接的に影響するかどうか確定的なことは言えないが、病院の魅力や働き方の仕組みなど、今まで改善を図ってきている。

また、市の職員は、地方公務員としての使命感に燃えて、それぞれの立場で、市民サービスや市民の信頼を得るべく努力していると思っている。

一般質問は16名の議員が行いました。内容は次のとおりです。  
(質問一覧中、太字の質問について、質問の要旨、答弁を掲載しています。)

### 服部 孝規 (日本共産党)

櫻井市長の政治姿勢について

- 1 憲法9条は改正すべきではないと考えるが、市長の見解を問う
- 2 TPP（環太平洋連携協定）交渉に参加すべきではないと考えるが、市長の見解を問う



市総合環境研究センターについて（行財政改革の視点から）

- 1 「亀山市民大学キラリ」報告書が2,000冊も配布されたが、必要な配布数だったのか
- 2 総合環境研究センター設置要綱には、所掌事務として「環境施策」しか書かれていないのに文化や健康などに勝手に取り組めるのか
- 3 亀山市民大学キラリと中央公民館などの生涯学習とが「二重行政」になっているのではないか
- 4 要綱では「時代を先取る有効な環境政策の立案」がセンター設置の目的だが、これまでにどんな実績があるのか

**問** 総合環境研究センター設置要綱には、所掌事務として環境に関することしか書かれていない中、文化や健康、また、防災に関するここまで取り組まれているが、要綱にないことができるのか尋ねる。

また、要綱には時代を先取る有効な環境政策の

### 新 秀隆 (公明党)



安心な医療支援施策について

- 1 風しんの流行について
  - (1) 亀山市内での感染状況について
  - (2) 市民への予防啓発について
  - (3) 県は公費助成を決定したが、市として助成の考え方について

市民の安心・安全対策について

- 1 集中豪雨への対応について
  - (1) 過去の集中豪雨の対応結果について
  - (2) 集中豪雨における現状の対策について
  - (3) ハザードマップの進捗状況について
- 空き家・空き地と除草問題について
  - 1 空き家・空き地の現状について
    - (1) 空き家倒壊・空き地の危険性について
    - (2) 空き家・空き地の景観状況について
    - (3) 市としての条例策定の考え方について
  - 2 市内道路の安全対応について
    - (1) 市道の除草状況について
    - (2) 今後の除草事業の考え方について

**問** 全国的に風疹が流行しているが、市内における過去からの感染状況について尋ねる。また、三重県は風疹の予防接種費用に係る公費助成を示したが、市の助成の考え方について尋ねる。

次に、集中豪雨における現状の防災・減災対策について、また、避難所の環境面の改善について尋ねる。

立案というふうに記載されているが、その設置目的から見て、今までにどんな実績があるのか。時代を先取るような有効な政策の立案ができたのか尋ねる。

**答** 総合環境研究センターは、当初、持続的な亀山のまちづくりにおいて環境政策が非常に重要であるという中で、シンクタンクとしてスタートしたものである。そして、環境も健康も文化も縦割りの部分を総合的に考えていくことが、持続可能なまちづくりにつながるという思いを強く持たせていただいている。

今後、市民大学キラリの役割、それから教育委員会での生涯学習の視点、これらを一体化させるような方向で、また、シンクタンクの機能を強化する意味で、総合環境センターは再構築する必要があると認識している。

有効な政策立案の実績については、レジ袋の削減の推奨やエコライフチェックの取り組み、また、森林公园では、設立・企画等に参加して、基本構想的な案づくりにもアドバイスをいただいた。さらに、亀山新エネルギーの方向性の検討について、太陽光発電の補助金の問題について見解をいただき、現在、環境活動に対するポイント制度の検討をしている。

**答** 三重県感染症情報センターが公表している鈴鹿保健所管内の医療機関から鈴鹿保健所へ届け出があった過去5年間の風疹患者数は、鈴鹿市と亀山市の合計で、平成20年に1人、平成24年に38人で、平成25年は、6月6日現在で男性9人、女性2人の合計11人となっている。

また、接種費用の助成は、県の方針に沿って措置を講じ、助成額については、通常、麻疹と風疹の混合で接種されることが一般的で、それが約1万円の経費がかかる、その2分の1の5,000円を市が助成するものである。そして、その2分の1の2,500円が県から補填される。

次に、集中豪雨における防災対策は、昨年の検証を行い、避難所における非常食、毛布等がいち早く避難所に配備、配布できるようにするため、それらを一部、中央防災倉庫へ集積するとともに、浸水対策用の土のう袋を1,200袋作り、市内3カ所の防災拠点に配備したところである。

県道津関線J R高架下の冠水については、県の依頼のもと、市が初動体制として通行止めの措置を行うことができることとなった。また、毎年行っている危険箇所点検については、新たに確認された箇所を国、県、関係機関と現地確認し、改善策を検討したい。

なお、避難所のあり方は、地域やその施設管理者とともに、今年度から一部検討していきたいと考えている。

## 豊田 恵理（緑風会）

亀山市の広報について

- 1 SNSの活用について
- 2 ホームページについて
- 3 ふるさと納税の活用について



鹿島橋周辺整備について

- 1 防災について
- 2 環境について
- 3 交通安全対策について

**問** 鹿島橋の架け替え工事の進捗状況と、水害が大きな問題となっている中、堤防の整備状況について尋ねる。また、河川の堆積土砂が多く、大雨の際には水位が上昇し、避難勧告が頻繁に出されることから、環境面として堆積土砂の対応について尋ねる。

さらに、鹿島橋周辺は、東小学校区の通学路であり、交通安全対策として、架け替えによる歩道整備や信号機の設置、照明等の設置などの地域要望について尋ねる。

**答** 鹿島橋の架け替えについては、県において平成28年度の供用開始に向け、鋭意事業を進めていただいている。今年度は、右岸川の橋台工事に着手し、秋頃から左岸川の橋台工事にも着手、併せて関連する鈴鹿川河川内の護岸工にも着手予定と聞いている。

鹿島橋周辺の堤防整備については、現在、国土交通省において堤防のかさ上げについて、検討されており、竜川と鈴鹿川の合流部の部分から下流の約70メートルの部分について、かさ上げに着手する予定であり、鹿島橋完成後の上流部分の約160メートルの部分について、工法等について検討していると伺っている。また、堆積土砂については、今年度中に3カ所ほど掘削工事をしていくとのことである。

また、交通安全対策については、鹿島橋の歩道は、片側3メートルで、橋梁の照明も設置され、信号機は、地域からの要望もあることから、設置可能な道路構造になっていると伺っている。

## 中村 嘉孝（新和会）

福祉行政（各種計画）について



- 1 亀山市地域福祉計画について
  - (1) 計画の趣旨、考え方について
  - (2) 県内の策定状況について
  - (3) 進捗状況と課題について
- 2 亀山市高齢者保健福祉計画（高齢者かがやき・安心プラン）について
  - (1) 進捗状況と課題について
  - (2) 成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の現状について
  - (3) 平成27年度以降の計画策定について
- 3 亀山市子育ち応援プラン後期計画（亀山市次世代育成支援行動計画）について
  - (1) 進捗状況と課題について
  - (2) 平成27年度以降の計画策定について
  - (3) 子ども・子育て支援法（関連3法等）について
- 4 亀山市障がい者福祉計画及び障がい福祉計画（第3期）について
  - (1) 平成27年度以降の計画策定について

**問** 平成23年度に策定した亀山市地域福祉計画について、地域福祉の活性化、また、充実させるためのビジョン、考え方を尋ねる。

次に、地域福祉計画について、県内の策定状況について尋ねる。

また、この計画は平成28年度までの計画期間で、現在3年目に入っているが、これまでの進捗状況

及び課題について尋ねる。

**答** この地域福祉計画は、福祉分野におけるマスター計画であり、現在の社会状況の中で、市民の皆さんや地域のさまざまな活動の主体が、みずからの地域に関心を持って、互いに認め、助け合い、支え合いの意識を高めて、お互いの顔が見えて、声をかけ合うことのできるよう、地域のきずなを重視した、持続可能なまちづくりを展開していきたいという思いを込めて、策定した。

県内市町の策定状況は、平成25年3月末現在で、策定済みは12市6町で、未策定は2市9町である。

また、今までの進捗状況については、重点プロジェクトとして、第1に地域における高齢者や障がい者、子育て中の親子の仲間づくりの場としてのサロン活動を中心とし、交流や見守り活動、地域福祉に関する人材育成などに取り組む地域交流プロジェクト、第2に地区コミュニティセンターを活動拠点とし、出張相談や出前講座、健康づくり活動などをを行い、福祉に関する情報提供の充実に取り組む地域福祉活動拠点プロジェクト、第3に地域における支え合い活動を行う団体など、地域の人材等を生かし、連携体制の構築を支援する地域支え合い体制プロジェクトの3つを定めて取り組んでいるところである。

今後の課題としては、地域福祉を推進する組織のあり方も年々変化しているため、より一層、福祉委員会の活動強化に向けて支援してまいりたい。

## 片岡 武男（市民クラブ）

トレーニングルームについて

1 市営のトレーニングルームについて

- (1) 市営の施設は何箇所あるのか
- (2) 各施設の料金体系について
- (3) 設置器具の施設間格差について



消防団車庫について

1 各分団の消防車庫の現状について

- (1) 緊急出動時の対応要件について
- (2) 消防団員の駐車場について

パブリックコメントの集約結果について

1 過去2年間の提出件数と反映結果について

2 「亀山市子どもの読書活動推進計画（案）」について

3 「亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）」について

4 「亀山市地域公共交通計画（案）」について

5 今後は、意見提出者に直接書面で回答はどうか

工場立地法における緑地について

1 工場立地法における緑地面積率等について

問 市内の体育施設及び福祉目的のトレーニングルームについて、現在、市営のトレーニングルー

## 西川 憲行（ぽぶら）

亀山市の将来像について

1 住みよい亀山市について

- (1) 生活道路の改善について  
ア 亀山市生活道路整備指針に基づく整備状況について



- (2) 危機管理について  
ア 住宅密集地における消防水利、防火水槽の整備について

- (3) 住宅リフォーム助成事業について  
ア 経済効果と税収について

2 教育行政の現況について

- (1) 過密学級の定義とふるさと先生の必要性について

- (2) 若年講師指導員及び教職員指導員について

- (3) ニートや引きこもり等の自立支援について

3 行財政改革について

- (1) 行財政改革の考え方について

- (2) 審議会のあり方について

- (3) 新規に立ち上げた事業について  
ア 「幸せリーグ」への参加について

問 6月定例会の市政の現況報告において、行財政改革の考え方の意識を共有したとあるが、どのような考え方を指しているのか。また、具体的にどのようなことを徹底して行財政改革を進めいくのか伺う。

ムは何施設あり、各施設の料金体系はどのようにになっているのか伺う。また、全ての施設を無料にできないか確認する。

次に、各施設における運動器具などの設置台数を統一することはできないか伺う。

答 市の施設では、運動施設の西野公園体育館、東野公園体育館及び関B & G海洋センターの3施設と、保健福祉施設の総合保健福祉センターあいあいにトレーニングルーム、または、トレーニング室を設置している。

各施設の利用料金については、運動施設の3施設は、トレーニング室の利用料金として、午前・午後・夜間のそれぞれの区分ごとに、小学生及び中学生が50円、一般及び高校生が100円となっており、総合保健福祉センターあいあいは、無料となっている。これは、運動施設は主に体力づくりを目的とし、原則、受益者である利用者に料金を負担いただくものと考えており、総合保健センターあいあいは、市民の健康づくりのための施設であり、設置目的が異なるものである。

また、運動器具の設置台数の統一については、トレーニング室の規模や利用目的などが異なっていることから難しいと考えている。

また、市には多くの審議会や委員会があるが、現在の審議会等の設置数と今後、統合や精査をしていくのか確認する。

答 今年度新たに行財政改革を推進するための組織として、市長をトップに、副市長、教育長、消防長、医療センター院長を初め、各部長を含め15名で構成する行財政改革推進本部を設置した。第1回本部会議で、現在の市の厳しい財政状況について、改めて情報共有を行うとともに、各部局の事業の推進だけでなく、全市的な視野、全庁的な視点により行財政改革大綱並びに後期基本計画を確実に前進させることを推進本部全員で意識共有を図ったところである。また、行財政改革大綱には15の施策、それを実行するための55の実施計画が決められており、その事業を確実に実施していくため、職員の意識改革を図り、行財政改革の体質そのものを変革して、強い姿勢で臨むものである。

また、審議会等の設置数については、地方自治法に規定されている法律や条例に定める審議会として、現在、29の審議会が設置されている。そのほか、規則や要綱で定める委員会等が60委員会ある。

なお、審議会等の統合については、今後、効率的な運営を行っていくにはどうあるべきか、検討を要すると考えている。

## 福沢 美由紀（日本共産党）

### 地域まちづくり協議会について

- 1 協議会の範囲について
  - 2 コミュニティとまちづくり協議会の関係
  - 3 地域予算制度について
  - 4 協議会組織が地域の代表であるという正当性をどう確保するのか
  - 5 市はどのような支援をするのか
- 保育所行政について
- 1 特別保育について
  - 2 待機児童について



〔問〕 コミュニティとまちづくり協議会の関係について、地区コミュニティは、発展的解消をして、まちづくり協議会となるということであるが、まちづくり協議会の組織の一部として、婦人会や自治会、福祉部など、そういう組織の一つとして、地区コミュニティもそこに含まれているということもあり、一部混乱したこともあったが、どのように市として整理されたのか伺う。また、名称を変更する必要があるのか伺う。

次に、地域予算制度の基本的な市の考え方について、また、地域まちづくり協議会の組織づくりに対して、どのように支援をしていくのか伺う。

## 森 美和子（公明党）

### 保幼小中における食物アレルギー対策について

- 1 食物アレルギーの現状について
  - (1) 保幼小中における給食の方について
  - (2) 食物アレルギーを持つ子供たちの状況について
  - (3) 給食における除去食等の現状について
  - (4) 除去食等のチェック体制について
- 2 緊急時の対応の在り方について（食物アレルギーに伴う急性症状アナフィラキシーショック）
  - (1) 緊急事案の有無について
  - (2) アドレナリン自己注射薬エピペンの使用実績について
  - (3) エピペン使用の周知と講習会について



### 男女共同参画の推進について

- 1 女性相談について
  - (1) 相談内容の傾向性について
  - (2) D V相談の現状について
  - (3) デートDVの啓発状況について
  - (4) 相談員の現状について
- 2 ワークライフバランスの取り組みについて
  - (1) 男性職員の育児休業取得者の推移について
  - (2) 企業への働きかけについて
- 3 各種審議会等や各種団体への女性の参加について
  - (1) 女性登用の実態について
    - ア 各種審議会等について
    - イ 各自治区及び自治区連合会について
    - ウ 消防団について
  - (2) 女性の参加を促すための人材育成について

〔答〕 地域まちづくり協議会は、地域の多様な主体を包括した組織であり、地区コミュニティもその一翼を担うものと考えている。その上で、地域住民の方々の参加や合意形成の仕組み、透明性の確保などの環境が整備された組織と考えている。既にモデル地区に指定した川崎地区及び昼生地区では、地区コミュニティを発展させた組織として、地域まちづくり協議会を設立されたものである。なお、組織の仕組みが異なるものとして、新たな名前に変更することが望ましいと考えており、まちづくり協議会という名称でお願いをしたいと考えている。

地域予算制度は、現在、地域に交付しているさまざまな補助金をまとめて交付金化して、交付する方向で検討している。

一括交付により、まちづくり協議会で予算を振り分けたり、大きな事業を実施する場合、自己決定が行えるなど、地域の特性に応じた予算執行ができる、地域が活性できるものと考えている。

まちづくり協議会の設立や、まちづくり計画の策定に向けての支援として、専門家や地域担当職員の派遣、市が持っている地域情報や他の地区の情報も含めて、提供などを考えている。

### 4 男女共同参画の推進に対する市長の思いを伺う

〔問〕 市内の保育園、幼稚園、小中学校における食物アレルギーを持つ子供たちの現状について尋ねる。

また、学校給食における食物アレルギー対応の手引をいただいたが、幼稚園や保育園においても、このような手引があるのか尋ねる。

次に、食物アレルギーに伴う急性症状のアナフィラキシーショックについて、緊急時に教職員がエピペンを使用することができるが、その使用について、全教職員が共通認識を持っているのか尋ねる。

〔答〕 学校給食におけるアレルギー対応の必要な児童・生徒数は急増しており、今年度のアレルギー対応の必要な学校は14校中13校で、小学校10校と中学校が3校であり、児童・生徒数は小学校43人、中学校4人で、全児童・生徒数に対して1.1%の割合である。幼稚園は、1園のみ給食提供しており、対象園児は2名で、保育園では14園中13園で対象園児は49名である。

また、給食における食物アレルギー対応の手引は、全ての幼稚園にも備えており、保育所については厚生労働省のアレルギー対応ガイドラインに沿って各園で対応に当たっている。

各校及び各園におけるエピペン使用に係る講習会の開催については、これまで井田川小学校において、市内全小・中学校の管理職及び市内全養護教諭を対象に亀山消防署の救急救命士を講師として招き、講義と実技演習を行ったり、学校医や養護教諭による実演指導、全職員によるD V D学習等の校内研修会を開催し、日ごろから正しい知識を持つことで、緊急時に迅速、的確に対応できるよう努めている。

## 高島 真（緑風会）

高速道路環境について

- 1 渋滞対策について
- 2 高速道路に架かる高架橋について



3 辺法寺周辺の環境について

通学路の整備について

- 1 市道亀田小川線について

生活保護について

- 1 生活保護受給者の状況について

- 2 県外で受給者が餓死した事案があったが、当市の状況及び相談内容について

- 3 このような事案に対しての対策について

住宅リフォーム助成事業について

- 1 申込者への対応について

- 2 今後の取り組みについて

**問** 高速道路環境として、東名阪自動車道の渋滞により、迂回道路の渋滞対策や高速道路などを横断する橋梁が狭いことから、車両交通に危険な状況であるが、改善する考え方について尋ねる。

また、通学路の整備について、市道亀田小川線は、通学路に指定されているが、歩道は整備されておらず、待避するところもなく、また、側溝には蓋もないところがあるが、それらの状況把握や

## 中嶋 孝彦（新和会）

学校現場の現状について



- 1 就学援助について

- (1) 就学援助の基準はどうなっているのか。また、他市と比較してその水準はどうか

- (2) 小中学校児童・生徒の内、どれくらいの人々がこの制度を利用しているのか

- (3) 生活保護基準の8月からの引き下げに伴い、援助の対象から外れる児童・生徒を防ぐため、現行の援助基準を見直す必要があると思うがどのように考えているのか

- 2 学校給食における食物アレルギー対策について

- (1) 新入生に対する食物アレルギーの有無はどのように把握しているのか。また、対応が必要な食物アレルギーの児童生徒は何人いるのか

- (2) 給食に関するマニュアルは作成されているのか。また、どのような対応をしているのか

- 3 教員の健康問題(うつ病等の精神疾患)について

- (1) 休職教員の状況について
- (2) 悩みを持つ教員に対する相談体制は整備されているのか。また、どのような予防策を講じているのか

**問** 生活支援制度の一つとして、就学援助があるが、本市の就学援助の基準及び他市と比較した水準について尋ねる。また、生活保護世帯と非生活

対策について尋ねる。

**答** 東名阪自動車道の渋滞時に周辺へ迂回する車両の交通対策については、市としてはなかなか有効な対応策がないのが現状である。

また、狭隘な橋梁住山橋については、1969年に東名阪自動車道の工事で架け替えた橋梁であるが、当時は交通量も今ほどなく、現在の交通量を考えると、何らかの措置が必要と考えている。しかし、歩道橋などを設置するのは、橋の構造上や形状の問題が多くあるため、困難な状況であり、注意喚起などの対策により、運転者のスピード抑制に努めたいと考えている。

また、亀田小川線における通学路の安全については、日常から毎年PTA、学校、合同で調査を行い、危険箇所の点検や道路の改善要望等を承っており、できるだけ現場も実際に調査している。

市内の通学路に関する要望については、毎年PTA会長及び地元自治会長の連名により、教育委員会へ要望書が提出され、それをもとに警察、県、市道路管理者、市教育委員会、学校、PTAで合同点検を実施して、関係機関に必要な対策を要望している。さらに安全対策としては、関係機関と協議を行い、通行する車両への注意喚起などに努めたいと考えている。

保護世帯で、この制度を利用されている世帯数について尋ねる。

次に、今年8月からの生活保護基準の引き下げに伴い、援助の対象から外れる児童・生徒を防ぐために、現行の基準を見直す必要があると思うが、市の考え方について伺う。

**答** 就学援助の認定基準は、生活保護基準に対して、世帯の所得が1.5倍未満の方に対して認定を行っている。県内他市と比較すると、平成25年2月時点の状況では、県内で2番目に高い水準となっている。

また、平成25年6月現在の生活保護受給児童・生徒数については、小学校は7人で全体の0.24%、中学校は5人で全体の0.38%で、合わせて全体の0.29%の割合となっている。

一方、非生活保護世帯の就学援助の対象となる児童・生徒数は、小学校は122人で全体の4.34%、中学校は104人で全体の8.03%で、合わせて全体の5.5%の割合になっている。

次に、生活保護費の引き下げに伴う就学援助基準の見直しについては、政府として、これらの制度にできる限り影響が及ばないように対応することを基本とする方針が確認されており、市は、国の取り組み趣旨に沿って、今年度は従前と同水準の支援を行いたいと考えている。平成26年度以降は、国の取り扱い方針が明確でないことから、国や他の市の今後の動向を見ながら対応を検討していく。

## 竹井 道男（市民クラブ）

### バイ・カメヤマについて

- 1 地場産製品の認識について
- 2 工業製品を地場産製品ととらえ考え方について

### 3 亀山生産の工業製品への認識について

- (1) 積極的なPRは行ってきたのかについて

#### (2) バイ・カメヤマについて

### 子ども総合センターについて

#### 1 子ども総合センターの管理体制について

- (1) センター長の配置と管理体制について

#### (2) 専門監の業務について

#### 2 子ども総合センターの事業について

##### (1) 事業の現況について

##### (2) 子ども支援と子育て支援について

##### (3) 今後どこに軸足をおいて事業を進めていくのかについて

##### (4) 最終的な組織の形について

##### (5) 相談支援体制に向けての人材育成について

問 亀山市で立地をされた企業、そこで生産された工業製品というものは、広い意味で地場産品という見解を持っているが、市は、そのような考え



## 鈴木 達夫（ぽぶら）

### 亀山市の介護事業について

#### 1 鈴鹿亀山地区広域連合による介護事業の現状について

##### (1) 要支援、要介護者数の推移について

##### (2) 亀山市の介護施設について

#### 2 地域主権改革に伴う法定権限移譲について

##### (1) どのような事務事業が移譲されたかについて

##### (2) 予算措置について

#### 3 特別養護老人ホームの入居状況について

##### (1) 県の入所申込者調べについて

##### (2) 待機されている方への対応は十分かについて

#### 4 介護事業の今後の課題について

##### (1) 介護従事者の待遇改善について

##### (2) 栄養サポートチームとの連携について

##### (3) 医療センターとの連携について

問 現在、市内にある特別養護老人ホームの入居状況について、待機されている方の人数と、その内、80歳以上の方の人数及び特に重度と判断される入居基準点数が、80点以上の方の人数を尋ねる。さらに、80点以上の待機者の内、自宅で待機され



方はできないのか確認する。

また、「バイ・カメヤマ」すなわち亀山の工業製品を購入するという視点で、市は積極的なPRを行ってきたのか、亀山の產品をPRしながら市民の購入動機づけになる対策を確認する。

答 市内事業所で生産された工業製品と、これまでから一般的に地場産品として認知されてきているものとの関係については、それぞれの良さや強みを生かしつつ、双方とも本市の魅力ある産業資源と捉えた上で、その振興を図っていきたいと考えている。

また、市内で生産された工業製品のPRについては、亀山サンシャインパーク内で展示していたが、県が賃借の継続が困難となり、やむを得ず終了させていただいた。今後、ホームページを創意工夫してPRの強化に努めていきたいと考えている。

これからも市民の方々にCSR（企業の社会的責任）を含め、地元の企業活動や製品内容について、より知っていただく環境づくりを進め、戦略的に有効な情報発信に努めてまいりたい。

ている方の人数と一人暮らしの方の人数について尋ねる。

また、入居基準が80点以上の待機者で、自宅でお一人の方、高齢者のみの世帯とその生活実態や介護・健康実態の把握など、弱者への対応はしっかりとできているのか尋ねる。

答 平成24年度の本市の特別養護老人ホームの入居待機者は226人で、その内、80歳以上は172人である。また、入居基準が80点以上で、自宅待機されている方は40人で、その内、ひとり暮らしの方が11人、高齢者のみの世帯の方が19人である。

待機者への対応については、健康福祉部内にある地域包括支援センターにおいて、入所までの期間、担当のケアマネジャーが中心となって相談支援を行う体制をとっている。ケアマネジャーは、個別のケアプランを作成し、必要に応じてホームヘルパーの派遣、デイサービス、ショートステイなどの在宅で受けることができるサービスを適切に組み合わせ、待機中の介護体制を構築して、各サービスの中で生活の実態や健康状態の把握を行っている。

なお、サービス提供に際しては、鈴鹿亀山地区広域連合と綿密な連絡をとりながら行っている。

## 尾崎 邦洋（緑風会）

コンプライアンスについて

1 交通事故について

- (1) 業務上、業務外の事故件数及び内容について

- (2) 罰則及び教育について

2 「亀山市職員コンプライアンスハンドブック」について

- (1) セクシャルハラスメント及びパワーハラスマントについて

ア 発生件数とその内容について

イ 規程について

- (2) 「公共の利益」について

医療センターについて

1 医師、看護師不足について

- (1) 現状について

- (2) 対策について

2 透析診療について

- (1) 現状について

- (2) 対策について

問 亀山市職員コンプライアンスハンドブックを作成されたが、セクシャルハラスメントと、パワーハラスメントについて記載されていない理由と、そのようなことが問題になったことは、過去3年間で、何件あったのか尋ねる。

また、セクシャルハラスメント及びパワーハラ



## 前田 耕一（市民クラブ）

全国中学校体育大会ソフトボール競技の開催について

1 本大会の概要について

2 競技会開催に係る運営体制の確立について

3 競技会運営に係る準備体制の現況について

職員の交通安全対策について

1 公務中の交通事故等の現状について

2 交通安全対策の取り組み状況について

3 職員行動規範の策定について

亀山市文化大使の設置について

1 亀山市文化大使制度設置の目的について

2 所管する担当部局について

3 大使の委嘱に係る現況について

問 本年4月1日から、亀山市文化大使設置要綱が施行されているが、大使制度設置の目的と特に文化に特化した理由について尋ねる。

また、この大使制度を所管する部署については、文化スポーツ室が行うとなっているが、大使に委嘱される方々が活動される場などについては、幅広く行われるものと考えるが、全て文化スポーツ室で担うのか尋ねる。さらに、大使に委嘱する候補



スメントに関する規程があるのか、人事院規則のハラスメント防止等の運用を職員へ周知を行っているのか尋ねる。

答 職員コンプライアンスハンドブックについては、市民の信頼と期待に応えるために、市職員が目指すコンプライアンスや、コンプライアンスを推進するために行うべきこと、さらに一定の公職にある者等からの要望等の取り扱い制度及び公益通報の処理に関する制度の適切な運用方法など、市民に対する公平・公正な職務遂行を内容としていることから、職員間におけるセクシャルハラスメントとパワーハラスメントについては、記述をしなかったものである。

これら過去3年間の事例については、セクシャルハラスメントに関する問題が1件、また、今年度に入り、パワーハラスメントに関する相談が1件あった。

また、セクシャルハラスメント、パワーハラスマントに関する市独自の規程は、現在のところ定めていないが、セクシャルハラスメントについては、人事院規則のハラスメント防止等の運用に基づき、対応している状況である。なお、職員への周知は行っていないが、このようなハラスメントについて職員は、非常に重大なことだと認識しているものと考えている。

者について尋ねる。

答 亀山市文化大使設置の目的については、本市の魅力や良さを広く国内外に発信し、イメージアップを図り、もって文化の振興に資するために文化大使を設置するもので、歴史、風土や特色ある景観、伝統文化、芸術など、幅広い分野で全国に発信していきたいと考えている。

また、文化大使については、亀山市文化振興ビジョンに亀山文化年プロジェクトを掲げており、その一環として設置するものである。

また、所管する部署については、文化は芸術、伝統芸能、歴史、景観、健康、スポーツ、生活、食、観光など、さまざまな分野があり、文化大使が幅広い分野で亀山市の魅力や情報などを県内外へ発信していくことを考えており、文化年プロジェクトの中で、文化スポーツ室だけでなく、府内の関係部署と連携しながら取り組んでいきたいと考えている。

文化大使の委嘱については、亀山市の出身者やゆかりのある方など、何人かを候補としているが、現在、文化年の具体的な事業内容が、まだ決まっていないことから、それらを進めながら、文化大使を早急に進めていきたいと考えている。

## 宮崎 勝郎（緑風会）

道路行政について

- 1 和賀白川線の工事の進捗状況について
- 2 和賀白川線の供用開始に伴う周辺道路の整備計画について
- 3 野村布気線及び県道亀山関線の進捗状況と今後の見通しについて
- 4 既存の市道の整備計画はあるのか



TPPについて

- 1 政府が進めている TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について、政治家として市長の考え方を問う
- 2 TPP交渉が進んでいくなか、亀山市としてはどの程度受け止めているのか
- 3 特に農業分野や国民皆保険制度などの聖域の確保等について、どの様な対応をしていくのか

**問** 先般、安倍総理がTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の交渉参加を決断されたが、その決断の中には、国益を守るという部分において、我が国に不利益であれば、交渉から脱退するとも言われているが、このTPPの交渉参加について、政治家として市長の考え方を尋ねる。

TPP参加により、医療保険の問題、医薬品、食の安全、農業、林業等々、あらゆる分野で影響が出るものと思っているが、亀山市として、特に皆保険や農業分野について、どのように受け止めているのか尋ねる。

## 伊藤 彦太郎（いすれの会派にも属さない）

学校週6日制について

- 1 亀山市としての今後の対応について



- 2 市役所における休日の在り方への影響について

関宿における大型観光バスへの対応について

- 1 観光駐車場へのアクセスルートが狭隘で、すれ違いが困難であるため、交通に支障が出ているが、対応は

**問** 朝日新聞社とベネッセ教育研究開発センターにより行われた小・中学校保護者意識調査では、学校週6日制に対し80.7%が賛成となっており、また、与党の自民党も選挙公約で土曜授業の実現というのを明記され、下村文部科学大臣も土曜授業に意欲を示しておられる中、当市として学校週6日制に対し、今後どのように対応されるのか伺う。

また、試行的に月に1回、あるいは2ヶ月に1回、土曜日の授業を導入していく考えはないのか伺う。

次に、関宿における大型観光バスについて、現在、関の町並みを訪れる大型観光バスが、観光駐車場までの道路が非常に狭隘で、特に地蔵院近辺でのすれ違いが困難で、頻繁に渋滞が発生しているが、どのような対策を考えているのか伺う。

**答** TPPの日本の交渉参加について、今後は、農林水産分野の重要5品目や国民皆保険制度などの聖域確保を最優先とする交渉が、この7月から開始されると認識している。これは、貿易立国の日本として、改革の一つという視点もあるが、一方、それに伴う副作用を持った薬草の視点と、両面を抱える問題であると思っている。これは国家間の交渉であるが、交渉の推移や結果については、注視していく必要があると認識している。いずれの局面においても、地域産業や地域経済、市民生活に大きな影響が生じることのないように、政府は国の責務として、国内における対策も、的確に行われることを強く期待をしている。

また、国はTPP交渉参加の中で、農林水産分野の重要5品目など、聖域の確保を最優先に国益を守り抜くことに全力を尽くす方針であるが、仮に関税が撤廃された場合、農業分野に大きな影響が懸念される。特に影響が大きい米は、有機栽培米など、付加価値のある米だけが生き残るとの報道もあり、大幅な農業産出額の減少が想定され、農業経営の悪化、農業離れ、農地の荒廃など、悪影響が懸念されるものである。

また、国民皆保険制度への影響は、医療保険の自由化が考えられ、混合診療が全面解禁となると、高所得者と低所得者で医療の格差が生じる可能性もある。また、安全性が保てない治療法が増えることも予想され、今後国の動向に注視していきたい。

**答** 国は今年1月に、ゆとり教育の見直しの具体策として、学校週6日制実施の検討を始める方針を表明し、3月には文部科学省内に検討チームを発足されたところである。しかし、これはまだ始まったばかりであり、国の方で法制化され、実施の判断を各教育委員会に任されるとなった場合には、県内外の状況を見ながら、子供や学校だけの問題ではなく、関係各位の皆さん方の声も聞いた上で、適切な判断をしたいと考えている。

また、学校によっては、土曜日のクラブ活動や日曜日に地域の方々の指導のもと作業を行ったりしており、学校という組織の中で、子供たちが先生と触れ合っているケースが現実にあり、そのような実態を把握しつつ、慎重に議論していくべきものと考えている。

次に、大型観光バスの観光駐車場への進入経路については、いずれのアクセスルートも狭隘で、特に地蔵院前が非常に狭く、またクランクになっていることから、観光バスの方や地域の方々にご迷惑を掛けているのが現状であるが、この一帯は、関宿の町並み保存地区の中心部であることから、拡幅工事も無理であり、観光バスの経路としては、当面は現在のルートで進入していただきたい。

## 常任委員会がそれぞれの所管に関する施設等の視察を行いました

市議会では、毎年5月と11月に各常任委員会協議会を開催し、執行部からそれぞれの所管する事務事業の概要説明を受け、関係施設等の視察を行っています。

5月13日から15日にかけて協議会を開催し、所管事務事業の概要説明を受け、下記の施設の視察を行いました。

### 産業建設委員会

5月13日(月)

- ・北勢沿岸流域下水道南部浄化センター(四日市市)
- ・北中勢水道用水供給事業播磨浄水場(桑名市)



北中勢水道用水供給事業播磨浄水場



北勢沿岸流域下水道南部浄化センター

### 教育民生委員会

5月14日(火)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ・道の駅        | ・井田川小学校     |
| ・健康づくり関センター | ・愛の里        |
| ・関文化交流センター  | (特別養護老人ホーム) |
| ・和田保育園      | ・多門櫓        |
| ・なのはな保育園    |             |



井田川小学校



### 総務委員会

5月15日(水)

- ・亀山消防署
- ・会下消防団車庫
- ・マイタウンかめやま収録スタジオ(関支所)



マイタウンかめやま収録スタジオ



亀山消防署

## 議員研修会　～避難所運営ゲーム HUG～

5月31日に、かめやま防災ネットワークの7名の防災コーディネーターを講師にお迎えし、議員と市幹部職員及び避難所指定職員が、地震や水害等の災害時において、さまざまな事情を持つ避難者を想定し、適切に避難所に受け入れるため、避難所運営ゲーム「HUG」の机上訓練を行いました。



### HUG（ハグ）とは

Hinanzyo（避難所）・Unei（運営）・Game（ゲーム）の頭文字をとったもので、英語で「抱きしめる」という意味です。

避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名づけられました。参加者が思いのままに意見を出しながら、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかをゲーム感覚で模擬体験出来ます。

### 平成25年9月定例会日程（予定）

8月29日	本会議開会	10：00～	正式な日程は、8月22日開催の議会運営委員会で決定します。
9月 9日	議案質疑	10：00～	詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
10日	議案質疑、予算決算委員会、一般質問	10：00～	亀山市議会ホームページにも掲載しています。
11日	一般質問	10：00～	
12日	一般質問	10：00～	
13日	一般質問（予備日）	10：00～	
17日	産業建設分科会、産業建設委員会	10：00～	
18日	教育民生分科会、教育民生委員会	10：00～	
19日	総務分科会、総務委員会	10：00～	
24日	予算決算委員会	9：00～	
25日	予算決算委員会	9：00～	
27日	議会運営委員会	13：00～	
	本会議閉会	14：00～	



## 議会の主な動き

### ◆ 5月 ◆

- 7日 会派代表者会議  
8日 全国自治体病院経営都市議会協議会(東京都)  
9日 産業建設委員会：市内企業訪問  
13日 産業建設委員会協議会  
14日 教育民生委員会協議会  
15日 総務委員会協議会  
16日 岡山県倉敷市議会：視察来庁（議会基本条例他）  
20日 全員協議会  
三重県市議会議長会定期総会  
21日 教育民生委員会：行政視察（21、22日 兵庫県神戸市、兵庫県、南あわじ市）  
22日 全国市議会議長会定期総会（東京都）  
28日 広聴広報委員会  
30日 三沢鈴亀農業共済事務組合議会臨時会  
31日 議会運営委員会  
議員研修会

### ◆ 6月 ◆

- 7日 6月定例会開会  
10日 三重県市町村振興協会評議員会  
17日 議会運営委員会  
18日 議案質疑、予算決算委員会  
19日 一般質問  
20日 一般質問  
21日 一般質問  
24日 産業建設分科会  
産業建設委員会  
25日 教育民生分科会  
教育民生委員会  
26日 議案質疑  
27日 総務分科会  
総務委員会  
28日 予算決算委員会  
議会運営委員会  
6月定例会閉会



6月5日(水)に、亀山西小学校の3年生が、施設見学で来庁され、議場を見学しました。

#### 【西小学校3年生の感想文より】

- ♪議場に入らせててくれて、かんどうできました。あんな所に入れるとは思いませんでした。
- ♪めったに入れない議場に入れてもらって、すごくうれしかったです。
- ♪市役所にすごいところがあってびっくりしました。
- ♪また、議場で会議をしている所を見に行きたいです。



## 全国・東海議長会表彰を受けました

4月18日に岡崎市で開催された、第96回東海市議会議長会定期総会及び  
5月22日に東京都で開催された第89回全国市議会議長会定期総会において、  
下記の議員が議員在職10年以上、15年以上の表彰を受けました。



前田耕一  
10年以上

片岡武男  
10年以上

櫻井清蔵  
15年以上

宮崎勝郎  
10年以上

## お 知 ら せ

亀山市議会では、本会議のケーブルテレビでの放映や、インターネットでの録画配信のほか、議会報告番組「こんにちは！市議会です」を放映しています。



### ケーブルテレビ放送

本会議の様子を生中継と録画で放送しています。

ケーブルテレビ123チャンネルをご覧ください。



### インターネット録画配信

本会議と予算決算委員会の様子を録画配信しています。

亀山市議会ホームページをご覧ください。



### 議会報告番組

#### 「こんにちは！市議会です」

定例会閉会後に、定例会の審議結果や、主な議案の審議の経過、委員会活動の報告など、定例会ダイジェストを放送しています。

ケーブルテレビ123チャンネル、または亀山市議会ホームページをご覧ください。

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、ご理解と信頼をいただけ  
る議会となるよう努めてまいります。

皆様のご意見をお寄せください。